



事務連絡
平成3年9月27日

各 { 都道府県 } 衛生主管部（局）長殿
指定都市

厚生省健康政策局総務課

消費税法の改正に伴う留意事項について

「消費税法の一部を改正する法律」（平成3年法律第73号）は、本年5月15日をもって公布され、本年10月1日より施行されるが、その具体的な取扱いについては「消費税法の改正について」（平成3年6月19日付け健政発第362号健康政策局長通知）等に定めるほか、下記の事項についてご了知の上関係者に周知されたい。

記

1. 病院等において行われる「母親学級」、「母親教室」等の健康教育については、従来どおり課税となること。
2. 妊娠中及び出産後の入院に係る付き添いに要する食事代、寝具料等については、産婦人科医が必要と認めた付き添いのみ非課税となること。
3. 出産後の授乳のために行われる乳房マッサージについては、非課税となること。

4. 新生児に係る検診について、非課税となるのは出生後の入院中のものであり、いったん退院した後の検診は課税であること。なお、消費税法（昭和63年法律第108号）における新生児に係る入院とは、出生の日から1月を限度とするものであること。